

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
が翌日、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
開発行為に関する工事の完了(二件)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百八号

赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)友定地

区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定した
で、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項
において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧
に供する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九号

赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)高野地
区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供

する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月十九日 鳥取県指令受都計第三百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市円通寺字茶屋前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市円通寺二八八

山本泰人

鳥取県告示第四百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月二十三日 鳥取県指令受都計第四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市円通寺字七軒屋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市円通寺二四三

竹内照子

鳥取県告示第四百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に

基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年八月三十日 鳥取県指令受港第二百二十五号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十九年五月十二日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六地先公有水面

(二) 区域

1の地点から3の地点までを順次に直線で結んだ線並びに3の地点から4の地点及び5の地点を通り1の地点に至る昭和五十六年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 甲亀山三等三角点(北緯三五度三分四九・八四六秒、

東経一三三度五六分五四・四一九秒)から四七度三分

三一五・三メートルの地点(以下「A地点」という。)

から二七三度二分七五・〇メートルの地点

2の地点 A地点から二七三度二分六三・〇メートルの地点

3の地点 A地点から二七六度四分三五・〇メートルの地点

4の地点 A地点から二六四度二分四二・〇メートルの地点

5の地点 A地点から二六七度一分六二・二メートルの地点

(三) 面積

二二〇・九一五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

泊村役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内二一〇	昭和五十九年四月二日	その他政治団体
西尾義昭後援会	西山 友市	西尾美恵子	鳥取市数津一六四	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党岩美町支部	会計責任者の氏名	山本 英吉	米 山 茂	昭和五十九年四月十日	政党の支部
自由民主党日南町支部	主たる事務所の所在地	日野郡日南町生山一二三	日野郡日南町荻原二一七	"	"
"	会計責任者の氏名	天崎 清二	坪倉 正孝	"	"
自由民主党鳥取県日本看護連盟支部	"	岸本 由貴江	渡江 礼子	"	"
自由民主党鳥取県連支部	代表者の氏名	塩谷 和明	青木 忠春	昭和五十九年四月十九日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

あすの明るい米子を築く会	主たる事務所の所在地	米子市久米町三一	米子市久米町一三	昭和五十九年四月一日	その他政治団体
"	会計責任者の氏名	湯浅 研治	永見 博	"	"
松本よう後援会	主たる事務所の所在地	米子市久米町三一	米子市久米町一三	"	"
"	会計責任者の氏名	湯浅 研治	永見 博	"	"
野津ひであき後援会	会計責任者の氏名	川上千賀夫	前田 勇	昭和五十九年四月三日	"
高垣幸寿後援会	"	松本 永治	山川 武彦	昭和五十九年四月四日	"
政治結社東亜塾	主たる事務所の所在地	倉吉市福庭七五四	倉吉市穴窪二五六	昭和五十九年四月九日	"
全国社会福祉政治連盟鳥取県支部	会計責任者の氏名	津村 武	西村 貞夫	"	"
野坂浩賢中部後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市上井町一〇一七	倉吉市明治町一〇三七	昭和五十九年四月十二日	"
森本和夫後援会	"	西伯郡淀江町大字富繁二〇七	西伯郡淀江町大字淀江五六六	昭和五十九年四月十三日	"
牧田実夫後援会	"	倉吉市東昭和町二六二	倉吉市巖城二六三	昭和五十九年四月十四日	"
明るい鳥取市政を築く会	"	鳥取市富安一四一	鳥取市戎町五一	昭和五十九年四月十六日	"
伊藤武夫後援会	代表者の氏名	西谷 昇	友松 五郎	昭和五十九年四月十八日	"
日本共産党鳥取県後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市吉方一六八	鳥取市寺町中四二	昭和五十九年四月二十一日	"

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部	広田 藤衛	寺坂伊千次	鳥取市元町二七七	昭和五十九年四月十日	政党の支部
自由民主党鳥取県農業土木支部	小泉 正	有本 恒夫	鳥取市古海一〇六五	昭和五十九年四月二十三日	"
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内二一〇	昭和五十九年四月二日	その他政治団体
西尾義昭後援会	西山 友市	西尾 秋夫	鳥取市数津一六四	"	"
山田義美後援会	西尾 久雄	山田 隆	岩美郡国府町大字谷一四一	昭和五十九年四月三日	"
豊かで住みよい米子を築く会	鍵谷 正一	真壁 末吉	米子市東倉吉町三七	昭和五十九年四月六日	"
広田幸一東部後援会	徳沢 義夫	小林 一男	鳥取市富安一一一四	昭和五十九年四月十日	"
広田幸一中部後援会	増田 昭	小谷欣之輔	倉吉市上井町二一九八	"	"
広田幸一西部後援会	水田 卓夫	遠藤 通	米子市久米町一四二	"	"
仲市実後援会	広田 幸一	米井 悟	鳥取市富安一一一四	昭和五十九年四月十六日	"

井関純雄後援会	須崎 喜顕	小倉 米蔵	鳥取市雲山三〇五二	昭和五十九年四月十九日	"
熊谷正春後援会	宮本 義博	熊谷 尊幸	東伯郡関金町大字関金宿九〇〇一	昭和五十九年四月十四日	"
柏木寿男後援会	森川 安春	渡部 幸	米子市夜見町四〇六	昭和五十九年四月八日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額
◎政党の支部		
政治団体の名称 自由民主党鳥取県支部	報告年月日 昭和59年4月10日	収入・支出の総額 (昭和58年12月31日解散)
		1 収入総額 0円
		2 支出総額 0円
政治団体の名称 自由民主党鳥取県農業土木支部	報告年月日 昭和59年4月28日	収入・支出の総額 (昭和59年4月2日解散)
		1 収入総額 0円
		2 支出総額 0円

◎その他の政治団体 政治団体の名称 杉原義人後援会 報告年月日 昭和59年4月2日 (昭和59年3月20日解散)		政治団体の名称 山田義美後援会 報告年月日 昭和59年4月3日 (昭和59年4月2日解散)		2 支出の内訳 經常経費 人件費 8,000円 備品・消耗品費 4,017円 合計 12,017円		政治団体の名称 広田幸一西部後援会 報告年月日 昭和59年4月10日 (昭和59年3月31日解散)	
収入・支出の総額 1 収入総額 1,000円 (1) 前年繰越額 1,000円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円		1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 199円 前年繰越額 199円 1 本年収入額 0円 (2) 支出総額 199円 2 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 199円 合計 199円		政治団体の名称 広田幸一東部後援会 報告年月日 昭和59年4月10日 (昭和59年3月31日解散)		政治団体の名称 仲市実後援会 報告年月日 昭和59年4月16日 (昭和59年3月31日解散)	
政治団体の名称 西尾義昭後援会 報告年月日 昭和59年4月2日 (昭和59年3月31日解散)		政治団体の名称 豊かで住みよい米子を築く会 報告年月日 昭和59年4月6日 (昭和59年4月3日解散)		政治団体の名称 広田幸一中部後援会 報告年月日 昭和59年4月10日 (昭和59年3月31日解散)		政治団体の名称 井関純雄後援会 報告年月日 昭和59年4月19日 (昭和59年3月30日解散)	
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 1,300,000円 前年繰越額 1,300,000円 1 本年収入額 0円 (2) 支出総額 1,300,000円 2 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 1,300,000円 合計 1,300,000円		1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 12,017円 前年繰越額 12,017円 1 本年収入額 0円 (2) 支出総額 12,017円		収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円		1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 487,300円 前年繰越額 487,300円 1 本年収入額 0円	

(2) 支出総額	487,300円	政治団体の名称	柏木寿男後援会
2 支出の内訳		報告年月日	昭和59年4月28日
政治活動費		(昭和59年3月1日解散)	
寄附・交付金	487,300円	1 収入・支出の総額	
合 計	487,300円	(1) 収入総額	122,200円
		了 前年繰越額	122,200円
		1 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	122,200円
		2 支出の内訳	
		政治活動費	
		寄附・交付金	122,200円
		合 計	122,200円
収入・支出の総額	0円		
1 収入総額	0円		
2 支出総額	0円		

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和59年5月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の種類及び試験科目
 - (1) 試験の種類
 - 了 甲種火薬類取扱保安責任者試験
 - 1 乙種火薬類取扱保安責任者試験
 - (2) 試験科目
 - 了 火薬類取締りに関する法令
 - 1 一般火薬学
- 2 試験の期日及び場所
 - (1) 試験の期日

昭和59年8月1日（水）
 - (2) 試験の場所

鳥取市及び米子市
- 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県建設業協会各支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

 - (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 写真

縦6センチメートル、横5センチメートルのものであつて、出願前6月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
 - (4) 住民票抄本

- 4 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合消印しないこと。
- 5 受験願書受付期間
- 昭和59年6月15日(金)から同月30日(土)まで(郵送による場合は、昭和59年6月30日(土)までの消印があるものは有効とする。)
- 6 受験票
- 受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。
- 7 その他
- 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7065)に問い合わせること。